

# 令和元年10月より(消費税10%引き上げに伴う0.39%の介護報酬改定)

## 玉井泉陽園 施設利用料金表

- (各加算) ◎ サービス提供体制強化加算 I (18単位)  
 (介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上である)  
 ◎ 看護体制加算 I (4単位) II (8単位)  
 (I・本体施設の配置以外の1名以上の常勤の看護師の配置、II・24時間連絡できる体制を整えている)  
 ◎ 栄養マネジメント加算 (14単位)  
 (管理栄養士を1名以上配置し、入所者の栄養状態を把握し栄養ケア計画を作成)  
 ◎ 介護職員処遇改善加算 I 総単位数の8.3%  
 (別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している)  
 ◎ 介護職員特定処遇改善加算 I 総単位数の2.7%  
 (別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している)  
 ◎ 地域区分6級地 10.27円  
 ◎ ユニット型個室 (2,006円)

### 第4段階(課税所得 690万円以上の方)

	利用料30日	食費30日(1日1,392円)	居住費(ユニット型個室1日2,006円)	合計30日分
要介護1	69,972(44,400)	41,760	60,180	146,340
要介護2	76,846(44,400)	41,760	60,180	146,340
要介護3	84,335(44,400)	41,760	60,180	146,340
要介護4	91,312(44,400)	41,760	60,180	146,340
要介護5	98,186(44,400)	41,760	60,180	146,340

### 第4段階(課税所得 380万円以上の方)

	利用料30日	食費30日(1日1,392円)	居住費(ユニット型個室1日2,006円)	合計30日分
要介護1	46,648(44,400)	41,760	60,180	146,340
要介護2	51,231(44,400)	41,760	60,180	146,340
要介護3	56,224(44,400)	41,760	60,180	146,340
要介護4	60,875(44,400)	41,760	60,180	146,340
要介護5	65,457(44,400)	41,760	60,180	146,340

### 第4段階(課税所得 145万円以上の方)

	利用料30日	食費30日(1日1,392円)	居住費(ユニット型個室1日2,006円)	合計30日分
要介護1	23,324	41,760	60,180	125,264
要介護2	25,615	41,760	60,180	127,555
要介護3	28,112	41,760	60,180	130,052
要介護4	30,438	41,760	60,180	132,378
要介護5	32,729	41,760	60,180	134,669

### 第3段階

市町村民税非課税世帯で年金収入145万円未満・預貯金が1千万円以下

	利用料30日	食費30日(1日650円)	居住費(ユニット型個室1日1,310円)	合計30日分
要介護1	23,324	19,500	39,300	82,124
要介護2	25,616(24,600)	19,500	39,300	83,400
要介護3	28,112(24,600)	19,500	39,300	83,400
要介護4	30,438(24,600)	19,500	39,300	83,400
要介護5	32,729(24,600)	19,500	39,300	83,400

### 第2段階

市町村民税非課税世帯で年金他収入80万以下・預貯金1千万円以下

	利用料30日	食費30日(1日390円)	居住費(ユニット型個室1日820円)	合計30日分
要介護1	23,324(15,000)	11,700	24,600	51,300
要介護2	25,616(15,000)	11,700	24,600	51,300
要介護3	28,112(15,000)	11,700	24,600	51,300
要介護4	30,438(15,000)	11,700	24,600	51,300
要介護5	32,729(15,000)	11,700	24,600	51,300

### 第1段階

市町村民税非課税世帯に属する方老齢福祉年金、生活保護受給者

	利用料30日	食費30日(1日300円)	居住費(ユニット型個室1日820円)	合計30日分
要介護1	23,324(15,000)	9,000	24,600	48,600
要介護2	25,616(15,000)	9,000	24,600	48,600
要介護3	28,112(15,000)	9,000	24,600	48,600
要介護4	30,438(15,000)	9,000	24,600	48,600
要介護5	32,729(15,000)	9,000	24,600	48,600

該当者

◎療養食加算

症状により、特別な食事を提供させていただいた場合

1日3回を限度として1回7円

◎福祉施設外泊時加算

居宅に外泊及び入院した場合月に6日まで、月をまたぎ最長12日

1日 250円

◎福祉施設初期加算

入所日から30日の期間または、30日以上入院後の再入所時

1日 31円

# 令和元年10月より(消費税10%引き上げに伴う0.39%の介護報酬改定)

## 玉井泉陽園 施設利用料金表

- (各加算) ◎ サービス提供体制強化加算 I (18単位)  
 (介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上である)  
 ◎ 看護体制加算 I (4単位) II (8単位)  
 (I・本体施設の配置以外の1名以上の常勤の看護師の配置、II・24時間連絡できる体制を整えている)  
 ◎ 栄養マネジメント加算 (14単位)  
 (管理栄養士を1名以上配置し、入所者の栄養状態を把握し栄養ケア計画を作成)  
 ◎ 介護職員処遇改善加算 I 総単位数の8.3%  
 (別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している)  
 ◎ 介護職員特定処遇改善加算 I 総単位数の2.7%  
 (別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している)  
 ◎ 地域区分6級地 10.27円  
 ◎ 従来型個室 (1,171円)

### 第4段階(課税所得 690万円以上の方)

	利用料30日	食費30日(1日1,392円)	居住費(従来型個室1日1,171円)	合計30日分
要介護1	61,866(44,400)	41,760	35,130	121,290
要介護2	68,843(44,400)	41,760	35,130	121,290
要介護3	76,025(44,400)	41,760	35,130	121,290
要介護4	83,001(44,400)	41,760	35,130	121,290
要介護5	89,876(44,400)	41,760	35,130	121,290

### 第4段階(課税所得 380万円以上の方)

	利用料30日	食費30日(1日1,392円)	居住費(従来型個室1日1,171円)	合計30日分
要介護1	41,244	41,760	35,130	118,134
要介護2	45,895(44,400)	41,760	35,130	121,290
要介護3	50,683(44,400)	41,760	35,130	121,290
要介護4	55,334(44,400)	41,760	35,130	121,290
要介護5	59,917(44,400)	41,760	35,130	121,290

### 第4段階(課税所得 145万円以上の方)

	利用料30日	食費30日(1日1,392円)	居住費(従来型個室1日1,171円)	合計30日分
要介護1	20,622	41,760	35,130	97,512
要介護2	22,948	41,760	35,130	99,838
要介護3	25,342	41,760	35,130	102,232
要介護4	27,667	41,760	35,130	104,557
要介護5	29,959	41,760	35,130	106,849

### 第3段階

市町村民税非課税世帯で年金収入145万円未満・預貯金が1千万円以下

	利用料30日	食費30日(1日650円)	居住費(従来型個室1日820円)	合計30日分
要介護1	20,622	19,500	24,600	64,722
要介護2	22,948	19,500	24,600	67,048
要介護3	25,342(24,600)	19,500	24,600	68,700
要介護4	27,667(24,600)	19,500	24,600	68,700
要介護5	29,959(24,600)	19,500	24,600	68,700

### 第2段階

市町村民税非課税世帯で年金他収入80万以下・預貯金1千万円以下

	利用料30日	食費30日(1日390円)	居住費(従来型個室1日420円)	合計30日分
要介護1	20,622(15,000)	11,700	12,600	39,300
要介護2	22,948(15,000)	11,700	12,600	39,300
要介護3	25,342(15,000)	11,700	12,600	39,300
要介護4	27,667(15,000)	11,700	12,600	39,300
要介護5	29,959(15,000)	11,700	12,600	39,300

### 第1段階

市町村民税非課税世帯に属する方老齢福祉年金、生活保護受給者

	利用料30日	食費30日(1日300円)	居住費(1日320円)	合計30日分
要介護1	20,622(15,000)	9,000	9,600	33,600
要介護2	22,948(15,000)	9,000	9,600	33,600
要介護3	25,342(15,000)	9,000	9,600	33,600
要介護4	27,667(15,000)	9,000	9,600	33,600
要介護5	29,959(15,000)	9,000	9,600	33,600

該当者

◎療養食加算

症状により、特別な食事を提供させていただいた場合

1日3回を限度として1回7円

◎福祉施設外泊時加算

居宅に外泊及び入院した場合月に6日まで、月をまたぎ最長12日

1日 250円

◎福祉施設初期加算

入所日から30日の期間または、30日以上入院後の再入所時

1日 31円

# 令和元年10月より(消費税10%引き上げに伴う0.39%の介護報酬改定)

## 玉井泉陽園 施設利用料金表

- (各加算) ◎ サービス提供体制強化加算 I (18単位)  
 (介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上である)  
 ◎ 看護体制加算 I (4単位) II (8単位)  
 (I・本体施設の配置以外の1名以上の常勤の看護師の配置、II・24時間連絡できる体制を整えている)  
 ◎ 栄養マネジメント加算 (14単位)  
 (管理栄養士を1名以上配置し、入所者の栄養状態を把握し栄養ケア計画を作成)  
 ◎ 介護職員処遇改善加算 I 総単位数の8.3%  
 (別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している)  
 ◎ 介護職員特定処遇改善加算 I 総単位数の2.7%  
 (別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している)  
 ◎ 地域区分6級地 10.27円  
 ◎ 多床室 (855円)

### 第4段階(課税所得 690万円以上の方)

	利用料30日	食費30日(1日1,392円)	居住費(多床室1日855円)	合計30日分
要介護1	61,866(44,400)	41,760	25,650	111,810
要介護2	68,843(44,400)	41,760	25,650	111,810
要介護3	76,025(44,400)	41,760	25,650	111,810
要介護4	83,001(44,400)	41,760	25,650	111,810
要介護5	89,876(44,400)	41,760	25,650	111,810

### 第4段階(課税所得 380万円以上の方)

	利用料30日	食費30日(1日1,392円)	居住費(多床室1日855円)	合計30日分
要介護1	41,244	41,760	25,650	108,654
要介護2	45,895(44,400)	41,760	25,650	111,810
要介護3	50,683(44,400)	41,760	25,650	111,810
要介護4	55,334(44,400)	41,760	25,650	111,810
要介護5	59,917(44,400)	41,760	25,650	111,810

### 第4段階(課税所得 145万円以上の方)

	利用料30日	食費30日(1日1,392円)	居住費(多床室1日855円)	合計30日分
要介護1	20,622	41,760	25,650	88,032
要介護2	22,948	41,760	25,650	90,358
要介護3	25,342	41,760	25,650	92,752
要介護4	27,667	41,760	25,650	95,077
要介護5	29,959	41,760	25,650	97,369

### 第3段階

市町村民税非課税世帯で年金収入145万円未満・預貯金が1千万円以下

	利用料30日	食費30日(1日650円)	居住費(多床室1日370円)	合計30日分
要介護1	20,622	19,500	11,100	51,222
要介護2	22,948	19,500	11,100	53,548
要介護3	25,342(24,600)	19,500	11,100	55,200
要介護4	27,667(24,600)	19,500	11,100	55,200
要介護5	29,959(24,600)	19,500	11,100	55,200

### 第2段階

市町村民税非課税世帯で年金他収入80万以下・預貯金1千万円以下

	利用料30日	食費30日(1日390円)	居住費(多床室1日370円)	合計30日分
要介護1	20,622(15,000)	11,700	11,100	37,800
要介護2	22,948(15,000)	11,700	11,100	37,800
要介護3	25,342(15,000)	11,700	11,100	37,800
要介護4	27,667(15,000)	11,700	11,100	37,800
要介護5	29,959(15,000)	11,700	11,100	37,800

### 第1段階

市町村民税非課税世帯に属する方老齢福祉年金、生活保護受給者

	利用料30日	食費30日(1日300円)	居住費(多床室1日0円)	合計30日分
要介護1	20,622(15,000)	9,000	0	24,000
要介護2	22,948(15,000)	9,000	0	24,000
要介護3	25,342(15,000)	9,000	0	24,000
要介護4	27,667(15,000)	9,000	0	24,000
要介護5	29,959(15,000)	9,000	0	24,000

該当者

◎療養食加算

症状により、特別な食事を提供させていただいた場合

1日3回を限度として1回7円

◎福祉施設外泊時加算

居宅に外泊及び入院した場合月に6日まで、月をまたぎ最長12日

1日 250円

◎福祉施設初期加算

入所日から30日の期間または、30日以上入院後の再入所時

1日 31円